

令和6年3月8日招集

第1回定例会会議録

君津富津広域下水道組合議会

令和6年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年3月8日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 令和6年3月8日 午後2時00分
1. 出席議員 12名
- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 小倉広紀君 | 2番 | 天笠等君 |
| 3番 | 宮崎晴幸君 | 4番 | 千倉淳子君 |
| 5番 | 四宮安彦君 | 6番 | 松本裕次郎君 |
| 7番 | 諸岡賛陸君 | 8番 | 平野英男君 |
| 9番 | 三浦道雄君 | 10番 | 小林喜久男君 |
| 11番 | 石井志郎君 | 12番 | 福原敏夫君 |
| 13番 | 小泉義行君 | 14番 | 荒井淳一君 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	石井宏子君	副管理者	高橋恭市君
監査委員	磯貝昭一君	会計管理者	河野喜代子君
事務局長	長田幸二君	総務課長	曾根欣一君
管理課長	江利角英生君	建設課長	松下順一君
総務課主幹	館林喜昭君	総務課総務係長	水島隆君
建設課長補佐	平野浩一君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事 土田剛史

開会及び開議

令和6年3月8日午後2時00分

○議長（石井志郎君） 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより、令和6年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（石井志郎君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から、令和5年10月分から12月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧ください。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、本日、写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第268号
令和6年3月8日

君津富津広域下水道組合議会
議長 石井志郎様

君津富津広域下水道組合
管理者 石井宏子

付議議案の送付について

令和6年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 君津富津広域下水道組合事業運営審議会条例の制定について |
| 議案第2号 | 君津富津広域下水道組合事務組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第3号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第4号 | 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 議案第5号 | 令和6年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について |

○

議事日程の決定

○議長（石井志郎君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○議長（石井志郎君） ここで管理者から開会に当たり挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定が3件、令和5年度の補正予算が1件、令和6年度の関係市負担金及び出資金の負担方法について並びに当初予算の6議案でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（石井志郎君） 以上で管理者の挨拶は終わりました。

○

日程第1 会期の決定

○議長（石井志郎君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（石井志郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、12番、福原敏夫君、14番、荒井淳一君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第3 議案第1号から議案第6号まで

○議長（石井志郎君） 日程第3、議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、石井宏子君。

(管理者石井宏子君登壇)

○管理者(石井宏子君) 議案第1号から議案第6号までを一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合事業運営審議会条例の制定について。

本議案は、持続可能な公共下水道事業の目指すべき方向性を示し、継続的かつ安定的に事業運営を行うため、君津富津広域下水道組合事業運営審議会を設置する条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 君津富津広域下水道組合事務組織条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、君津富津広域下水道組合の事務組織について、社会情勢の変化に対応し、効果的、効率的な組織運営を図ることを目的として、君津富津広域下水道組合事務組織条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことを踏まえ、支給に当たっての条例の規定を整備するため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第2号)。

本議案は、収益的支出予算を300万円追加し、補正後の予算額を29億8,817万1,000円にしようとするものでございます。補正予算の内容としましては、令和5年度決算見込みを試算したところ、消費税及び地方消費税の納付義務が見込まれるため、追加を計上するものであります。

次に、議案第5号 令和6年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について。

本議案は、議案第6号の令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算における所要経費に係る職員人件費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第6号 令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き、未整備区域の解消に向けて、管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、収益的収入総額31億1,963万7,000円、収益的支出総額30億4,590万5,000円、また、資本的収入総額12億665万1,000円、資本的支出総額15億6,635万円の予算を計上するものでございます。

以上、議案第1号から議案第6号までについて、一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして、事務局長から補足説明させますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(石井志郎君) 以上で、管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。

事務局長、長田幸二君。

(事務局長長田幸二君登壇)

○事務局長(長田幸二君) それでは、議案第1号から議案第6号までについて補足説明を申し上げます。

す。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合事業運営審議会条例の制定についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

本条例は、地方公営企業法第14条の規定に基づいて、下水道事業を継続的かつ安定的な運営とするため、君津富津広域下水道組合事業運営審議会を設置する条例を新たに制定しようとするものです。

2ページをご覧ください。

第1条では、設置の趣旨として、市民生活に直接影響を与える下水道事業において、専門的な意見や関係者の意見を取り入れ、円滑な事業運営を図るためとしております。

第2条では、審議会の所掌事務を定め、受益者負担金や下水道使用料のほか、下水道事業に関する重要な施策について審議するものとしております。

第3条では、審議会の組織を委員10名以内とし、学識経験者や君津市及び富津市の市民等、その他管理者が必要と認める者を構成委員としております。

第4条では、委員の任期を2年とし、第5条では、会長、副会長の選任や職務について、第6条では、会議の招集などについて、第7条では、委員以外の者の会議への出席について、第8条では、審議会の庶務について定めております。

附則の1ですが、本条例の施行期日は、公布の日とするものでございます。附則の2では、会長や委員の報酬や費用弁償を定めるため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、他の非常勤特別職の委員報酬に合わせ、会長については8,600円、委員については7,700円とするものでございます。

次に、議案第2号 君津富津広域下水道組合事務組織条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本条例は、君津富津広域下水道組合の事務組織について、社会情勢に対応し、効果的、効率的な運営を図るため、君津富津広域下水道組合事務組織条例の一部を改正しようとするものでございます。

別冊の議案参考資料2ページをご覧ください。

この改正は、令和6年度からの組織改正に伴うもので、管理課を廃止し、管理課の所掌事務を総務課、建設課にそれぞれ振り分けるものでございます。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案になります。

右側、第3条管理課の項第1号 下水道施設の維持管理に関すること、第2号 受益者負担金及び下水道使用料に関することをそれぞれ左側のとおり、総務課、建設課に振り分けるものでございます。

なお、本条例の施行期日は令和6年4月1日とするものでございます。

次に、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書にお戻りいただきまして、6ページをご覧ください。

本条例は、地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正しようとするものでございます。

別冊の議案参考資料3ページのほうをご覧ください。

第1条による改正は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正で、第2条では、会計年度任用職員の給与に新たに勤勉手当を加えております。

第15条の2では、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当についての条項を加えており、第1項で勤勉手当の支給対象を6月1日及び12月1日の基準日に在職するものとしております。

第2項では、勤勉手当の支給割合を100分の102.5と規定し、第3項では、フルタイム会計年度任用職員が基準日に退職、または死亡した場合の勤勉手当の基準額を定めており、当該職員が受けるべき給料月額と地域手当の月額の合計額としております。

第4項では、勤勉手当の支給は一般職の職員など他の職員との均衡を考慮して支給するものとしております。

4ページをご覧ください。

第5項では、懲戒免職等の処分を受けた場合などは支給しないという一般職の職員の規定を準用する旨を記載しております。

第26条の2では、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当についての条項を加えており、内容的にはフルタイム会計年度任用職員の規定と同様のものとなっております。

5ページをご覧ください。

次に、第2条による改正は、昨年の12月の臨時議会で可決いただきました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての改正になります。

第15条第2項の期末手当の支給割合については、勤勉手当の支給がないことへの措置として、支給割合を上乗せしておりましたが、これを一般職の職員の支給割合と合わせるもので、支給率を100分の130から100分の122.5にするものでございます。

また、この改正に合わせ、職員の育児休業等に関する条例についても一部改正し、育児休業をしている会計年度任用職員についても勤勉手当の支給対象者に加えております。

本条例の施行期日は令和6年4月1日としていますが、第2条による改正については、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第4号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊、令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算書（第2号）の10ページ、11ページをご覧ください。一番最終ページになります。

今回の補正は、収益的支出29億8,517万1,000円を300万円増額し、29億8,817万1,000円にしようとするもので、令和5年度の決算を見込んだところ、消費税及び地方消費税の納付義務が見込まれることから、増額するものでございます。

次に、議案第5号 令和6年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてご説明申し上げます。

議案書の10ページのほうをご覧ください。最終ページになります。

君津市、富津市の負担金及び出資金の負担割合については、組合規約第14条第3項で、組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができると規定されているため、これを定めるものでございます。これに基づき、下段の1及び2に掲げる職員に係る経費については、令和6

年度においても令和5年度と同じ取扱いとするものです。1の一般職の職員の人件費の負担割として、
(1) 総係費については、組合全体の事務が主な業務であるため、2分の1を計画汚水量比2分の1を実績汚水量比によることとしております。(2) 管渠費、処理場費及び業務費については、処理開始区域内の維持管理及び汚水処理が主な業務であるため、実績汚水量比によることとしております。
(3) 建設改良費の事務費については、事業計画に基づく未整備地区の解消が主な業務であることから、計画汚水量比によることとしております。

また、2の定期健康診断に係る経費につきましては、派遣市がそれぞれ負担することとしております。

なお、令和6年度の実績汚水量比は、君津市が86.2%、富津市が13.8%を見込んでおり、令和5年度と比べると、君津市が0.7%減少し、富津市が0.7%増加しております。計画汚水量比は昨年同様、君津市が70.7%、富津市が29.3%でございます。

次に、議案第6号 令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和6年度予算につきましては、物価や労務単価の急激な上昇の影響により、厳しい財政運営が見込まれる中、施設の計画的な老朽化対策を実施し、市民に安定的なサービスを提供することに努める予算編成としております。

別冊、令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第1条につきましては総則でございます。

次に、第2条につきましては、本組合の基本的な目標とする業務の予定量を定めるものです。

(4)の主要な建設改良事業につきましては、管渠建設費を令和5年度比で54.12%減の9,643万8,000円を予定しております。処理場建設費は、令和5年度比16.56%の増の9億3,820万円を予定しております。

事業の内容につきましては、別紙の令和6年度主要な建設改良事業というカラー刷りの資料をご覧ください。

主な事業のみ説明させていただきます。

ナンバー1、ナンバー2は、終末処理場の老朽化した設備等の更新事業となります。ナンバー1は、令和5年度からの継続事業で、最初沈殿池の一部の汚泥かきよせ機の更新を実施しており、令和6年度の事業費として6億4,400万円を計上しております。ナンバー2は、令和6年度、令和7年度の継続事業で、自家発電設備の更新で自家発電機や地下タンクなどを更新するものです。令和6年度の事業費として2億5,400万円を計上しております。ナンバー3のストックマネジメント計画更新事業は、令和2年度に策定したストックマネジメント計画が令和6年度で計画期間が終了することから、令和7年度以降の計画について、管渠の更新計画を追加して策定するもので、6,871万2,000円を計上しております。ナンバー4の公共下水道事業計画変更事業は、令和5年度に公共下水道全体計画を見直しており、それに伴い事業計画を見直すもので、2,047万1,000円を計上しております。その他の事業につきましては、経常的な事業となりますので省略させていただきます。

再度予算書の1ページのほうをご覧ください。

第3条につきましては、収益的収入及び支出でございます。まず、収益的収入の総額としまして、第1款下水道事業収益は31億1,963万7,000円を予定しており、令和5年度当初予算と比べ1,882万

7,000円、0.6%の減額となっております。下水道使用料の減収が主な要因となっております。

次に、収益的支出の総額としまして、第1款下水道事業費用は30億4,590万5,000円を予定しており、令和5年度当初予算と比べ5,513万6,000円、1.84%の増となっております。労務単価や物価の高騰が主な要因となっております。

次に、2ページをご覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出でございますが、まず、資本的収入の総額である第1款資本的収入は12億665万1,000円を予定しており、令和5年度当初予算と比べ9,615万7,000円、8.66%の増となっております。これは処理場のストックマネジメント更新事業の増加に伴う国庫補助金の増額や令和6年度から賦課が始まる中富地区の受益者負担金の増額によるものでございます。

次に、資本的支出の総額である第1款資本的支出は15億6,635万円を予定しており、令和5年度当初予算と比べ3,465万1,000円、2.26%の増となっております。これは、先ほどご説明しました処理場のストックマネジメント更新事業の実施により、建設改良費が増加することが主な要因でございます。

なお、第4条中の括弧書きには、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億5,969万9,000円の補填財源について記載しております。

次に、第5条の継続費は、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業で、自家発電設備の更新をするため、令和7年度までの継続費の総額と年割額を定めるものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第6条は、企業債の借入に当たり、4億6,430万円を限度として、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を定めるもので、令和5年度と同額の5億円とするものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。この予定キャッシュフロー計算書につきましては、1、業務活動、2、投資活動、3、財務活動による現金の増減を示すものでございます。上から2段目、当年度純利益は7,202万4,000円を見込んでおり、6の令和6年度の資金期末残高は6億9,934万583円となる予定でございます。

次に、9ページから13ページにつきましては、職員の給与等に関する状況が記載されております。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

こちらは、継続費に関する調書となっております。上段は、5年度、6年度の継続費が設定されている終末処理場ストックマネジメント更新事業で、最初沈殿池設備等の更新をするもので、下段は6年度、7年度で継続費設定する終末処理場ストックマネジメント更新事業で自家発電設備等の更新をするものです。

次に、16ページをご覧ください。

令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表でございます。資産の部でございますが、1の固定資産、2の流動資産を合わせました資産合計は、一番下、二重線のとおり、317億2,247万1,191円でございます。

17ページをご覧ください。

資産の財源として、負債の部、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益の合計、右の列の中段、

二重線の負債合計264億5,819万5,424円と、資本の部、6の資本金、7の剰余金の合計、下から2行目の資本合計が52億6,427万5,767円となっており、合わせまして一番下の二重線の負債資本合計が317億2,247万1,191円でございます。

18ページ、19ページは、5年度の決算見込みにより作成した令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定貸借対照表でございます。

20ページは、令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業予定損益計算書でございます。

24ページから41ページには、令和6年度君津富津広域下水道組合会計予算実施計画内訳書として、予算の明細となります。

職員人件費以外の主なものについて説明をいたします。

最初に、収益的収入の1款、1項、1目下水道使用料9億4,874万7,000円は、一般家庭の使用水量が減少傾向のため、令和5年度当初予算に比べ1,304万1,000円の減額を見込んでおります。

26ページ、27ページをご覧ください。

収益的支出の主なものについてですが、1款、1項、2目管渠費8,579万9,000円は、管渠の維持管理に要する費用で、令和5年度当初予算と比べると677万2,000円の減額となっております。

減額の主な要因としては、令和5年度に実施した下水道事業支援総合システムのシステム更新の終了によるものです。

28ページ、29ページをご覧ください。

3目ポンプ場費3,148万6,000円は、人見地区にあるポンプ場等の維持管理に要する費用で、令和5年度当初予算と比べ523万3,000円の減額となっております。減額の主な要因としては、ポンプ場維持管理業務委託の業務内容の変更によるものです。5目処理場費7億4,664万円は、終末処理場の維持管理の経費で、令和5年度当初予算と比べ5,925万7,000円の増額となっております。

増額な主な要因としましては、労務単価や物価高騰により、処理場の業務委託料や脱水汚泥等の処分料、修繕箇所が増加によるものでございます。

6目業務費1億912万9,000円は、下水道使用料等の徴収業務に関する経費で、令和5年度当初予算額と比べ139万6,000円の減額となっております。6年度には、令和5年10月に供用開始した中富地区の受益者負担金の納付報奨金や水洗便所改造事業に対する補助金を計上しておりますが、職員の減により差引き減額となっております。

32ページをご覧ください。

7目総係費9,452万2,000円は、組合の総務的業務に関する経費で、令和5年度当初予算と比べ933万1,000円の増額となっております。

主な要因としましては、17節委託料の経営戦略改定業務の発生によるものです。

36ページから41ページの資本的収入及び支出につきましては、建設改良事業について説明させていただきましたので、省略させていただきます。

42ページをご覧ください。

企業債の現在高の見込みに関する調書で、令和6年度末の現在高見込額は表の右下に記載のとおり79億3,797万3,000円で、内訳としましては、君津地区64億1,165万6,000円、富津地区15億2,631万7,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号から議案第6号までの補足説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石井志郎君） 以上で補足説明が終わりました。

これより、議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 君津富津広域下水道組合事業運営審議会条例の制定についてに対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、1番、小倉広紀の発言を許します。

1番、小倉広紀君。

○1番（小倉広紀君） 1番、小倉広紀でございます。

説明ありがとうございます。早速ですが、議案について質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、こちらの君津富津広域下水道組合事業運営審議会条例の制定ということで、今回この設置日が令和6年度となったということで、審議会を設置することでどのようなことを期待するのかお伺いしたいと思います。

他市町村を見ていると、これまで早い時期、もう平成17年とか、あるいは令和とかばらばらなんですけれども、君津市、富津市におかれましては、今回令和6年に制定するというので、審議会を設置することでどのようなことを期待しているのかをお伺いできればと思います。

また、今回初めて審議会を設置すると思うのですが、今まではなかったということで、もし過去に審議会がなくて困ったことがあれば、併せてお伺いできればと思います。お願いします。

○議長（石井志郎君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

長田事務局長。

○事務局長（長田幸二君） お答えいたします。

審議会設置の効果ということでございますけれども、審議会の設置によりまして、事業推進に当たり関係者の意見が反映される効果を期待しております。なお、審議会がないことで、特に今まで苦労したということはありません。

以上でございます。

○議長（石井志郎君） 小倉広紀君。

○1番（小倉広紀君） ありがとうございます。

関係者からの意見ということで、今後持続的な運営を行っていく上で必要なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。これまで困った点がないというのは、ある意味ラッキーなのかちょっと分からないんですけれども、今後もしかしたら、よりよい運営のために審議会設置が必要だと思いますので、よろしくお願いいたしますと言いたいところなんですけれども、もう1点、この配付資料の2ページのこの審議会条例のところなんですけれども、第3条組織というところの部分ですね。こちらについて、こういった方たちを委員にしますよと、委嘱しますよということで明記されているんですけれども、こちらの部分、他市町村を幾つか見ていると、全部ではないんですけれども、公募という項目があったりなかったりというのが見受けられると思うんですけれども、ありました。管理者というのは石井市長になりますので、この管理者の事務を進めるに当たって、今回この審議会を設置するというので、公募があってもよいのではないかなというところをちょっと私の思慮したところなんですけれども、今回この公募という項目がない。あえて入れなかったことについてお伺いできればと思います。お願いします。

○議長（石井志郎君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、長田幸二君。

○事務局長（長田幸二君） お答えいたします。

委員の選任に当たりましては、公募も一つの選定方法ではありますが、まずは学識経験者や市民事業者などを選任して、しっかりとした体制で審議会を運営していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石井志郎君） 最初に、小倉議員に申し上げます。

質問が3回目となりますが、議会会議規則第56条により、質疑は同一議員につき、同一議題について2回を超えることができないとなっています。この質問を最後として、これ以上ある場合は、事務局と調整の上、質疑の確認をお願いします。

小倉広紀君。

○1番（小倉広紀君） 失礼いたしました。議長、ありがとうございます。

こちらについては今おっしゃったように、まずはしっかり運営していただけるということで、今後必要に応じて、公募が必要なタイミングが来れば検討していただいて、必要であればそのまましっかりと運営していただければと、これは要望です。すみません。ありがとうございました。

○議長（石井志郎君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第1号 君津富津広域下水道組合事業運営審議会条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石井志郎君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 君津富津広域下水道組合事務組織条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑がございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第2号 君津富津広域下水道組合事務組織条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石井志郎君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑がございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第3号に対する討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石井志郎君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第2号)に対する質疑でございますが、通告による質疑がございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第4号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算(第2号)、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石井志郎君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法についてに対する質疑でございますが、通告による質疑がございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第5号に対する討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第5号 令和6年度君津富津広域下水道組合関係市負担金及び出資金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石井志郎君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算に対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

まず、5番、四宮安彦君の発言を許します。

5番、四宮安彦君。

○5番(四宮安彦君) こちら事業会計を取り入れるということですので、ちょっと主に貸借対照表の部分のほうで質問をさせていただきます。

まず、1番、耐用年数についてでございます。

こちら21ページの注記表のほうに定額法、減価償却の方法が明記されているのですが、これら建物とか全てにおいて結構な幅がありますので、耐用年数の幅があつて、固定資産台帳的なものの掲示がないと減価償却の検証ができないという状況でございますので、こちらの検証の仕方を教えていただきたいというのが1点目。

そして、2点目が16ページになります。こちらBS上の建設仮勘定の額が大きいように見受けられますけれども、建物とほぼ同等の金額で何をつくって、この数字になるのか教えていただきたいと思いました。

また、同じページで3番目ですね。こちら車両運搬具の減価償却がなされていないということになっておりますけれども、こちらは期末に購入したためなのか、それとも減価償却を過ぎているからなのかという、こちら注記がないため読み取ることができないのでご質問させていただきます。

4点目ですが、この予算書全体の話になるんですけども、注記表への注記が少なく、こちらの検証というか、読み取ることができない部分が多いので、こちらのこういった数字になるという方法のやりかたのほうを教えてください。

○議長(石井志郎君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

事務局長、長田幸二君。

○事務局長(長田幸二君) お答えいたします。

初めに、固定資産台帳の件についてでございますが、現在、償却中の固定資産は約4,000件ありますので、予算書に全てを掲載することができません。そのため、予算書では償却中の固定資産の種類別の耐用年数を掲載しております。

なお、事務所内に固定資産台帳を整備しておりますので、閲覧することが可能でございます。

そして、次に、2点目の建設仮勘定についてでございますが、建設仮勘定は、工事請負費や委託料などの建設改良事業費用が記載されております。現在は、処理場のストックマネジメント更新事業が主なものとなっております。

次に、車両運搬具の減価償却についてでございますが、組合では現在7台の車を保有しており、全ての車両が既に償却期間を経過した状態となっております。

次に、予算書全体ということでございますけれども、令和2年度から企業会計のほうに移行して間もないところもありますけれども、注記表等も含めまして、予算書全体の構成などにつきましても、他団体の予算書を参考にしていきながら、分かりやすい予算書作成に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石井志郎君） 5番、四宮安彦君。

○5番（四宮安彦君） 1番の件に関しましては、固定資産台帳のほうを整備していただいているということでした。

そして、2番の建設仮勘定の件について、その使い方がこの仮勘定という使い方に合っているのかどうかということもあると思うので議論する必要があると思います。今回は取りあえず決算じゃなくて予算なので、オーケーというふうに考えております。

また、車両の部分に関しては、ゼロと書くのであれば、そういった記載のほうは当然必要になってくる、注記の記載のほうが必要になってくるのではないかと思います。

先ほども答えられましたけれども、最後の4番の部分でも、今回はあくまでも決算ではなくて予算ということなので、ぜひ決算のときに説明いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石井志郎君） 答弁はよろしいですか。

○5番（四宮安彦君） はい。

○議長（石井志郎君） 続きまして、1番、小倉広紀君の発言を許します。

1番、小倉広紀君。

○1番（小倉広紀君） すみません、私からも予算書6ページのほうですね。

収入の部、款、項、目1の1の1下水道使用料ということで、ちょっと市民目線で質問させていただきたいと思います。

今、水道料金、今回説明があったと思うのですが、値上げしていくという形で進んでおります。どうしても物価も上がっておりますし、施設更新が必要といったところでやむを得ない状況であるとは思いますが、この下水道使用料につきましては、現時点において、当面の間、料金の改定等を予定しているのかお伺いいたします。

○議長（石井志郎君） 事務局長、長田幸二君。

○事務局長（長田幸二君） お答えいたします。

当組合の経営状況につきましては、令和4年度決算の中で、経費回収率が100%を上回っている状況でございます。経営の健全性が確保されているという状況となっております。しかし、人口減少等による使用料収入の減少や施設の老朽化等による経費の上昇が見込まれていることから、社会情勢や経営状況を注視しながら、料金改定について今後も判断していきたいと思っております。

○議長（石井志郎君） 1番、小倉広紀君。

○1番（小倉広紀君） ありがとうございます。

現時点では、まだ改定はないということで、できる限りだとは思いますが、市民に寄り添って利用料金について運営していただければ大変ありがたいと思います。

また、先ほども話がありました21ページ、注記表ですね。耐用年数というところで、長いものだと50年というところ。今、下水道、一番最初に初期に整備されたのは平成元年ということで、換算すると、今が平成36年ということになりますので、まだ時期に幅はありますが、今後、更新や維持修繕が必要になってくると思いますので、今後を見据えて、早め早めにそういった計画もどんどん進めていけるような体制を整えていけたらいいのではないかと思います。これは答弁必要ありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（石井志郎君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第6号に対する討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（石井志郎君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第6号 令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石井志郎君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了といたします。

○

管理者挨拶

○議長（石井志郎君） ここで閉会に当たりまして、管理者から挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

依然として厳しい財政状況の中、効率的な事務執行に配慮し、今後の事業運営に当たってまいりますので、議員皆様のお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

○議長（石井志郎君） これをもちまして、令和6年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

富津市議会からの議員の皆様は、これが最後の議会になろうかと思えます。ぜひまた、この議会に出席できますようご期待申し上げます。

本日はご苦労さまでございました。

令和6年3月8日午後2時52分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月8日

君津富津広域下水道組合議会議長 石井志郎

署名議員 福原敏夫

署名議員 荒井淳一